

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会（令和3年12月23日開催）
議事概要

1 日 時

12月23日（木）午前10時00分から午後0時00分まで

2 場 所

札幌家庭裁判所大会議室（6階）

3 出席者

（委員）相内亮，石橋洋太，岩山豊，加藤和宏，栗原壯太，小池千秋，
小松和行，小山和利，篠原光征，知野明，向井俊孝，山根直樹
（※敬称略・五十音順）

（説明者）青木仁事務局長，千村隆首席家庭裁判所調査官，平野裕章家事首席書記官，
黒畑享三少年首席書記官

（裁判所）関下健二事務局次長

（庶務）澤崎豪事務局総務課長，細田真由子事務局総務課課長補佐

4 配布資料

配布資料あり（添付省略）

5 進 行

（1）議事

ア 委員の退任，任命についての報告

前回の委員会以降，石井佑可子委員，小松智子委員，齋藤重博委員，高木淳平委員，横田正久委員，石栗正子委員が退任され，新たに小山和利委員，唐川智幸委員，向井俊孝委員，石橋洋太委員，加藤和宏委員，栗原壯太委員が任命されたことが報告された。

イ 委員長を選任について

互選により栗原壯太委員が委員長に選任された。

ウ 「裁判所における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（概要）」
の説明

エ 「家裁調査官室における新型コロナウイルス感染症対策」の説明

オ 「新型コロナウイルス感染症対策について（家事事件）」の説明

カ 「新型コロナウイルス感染症対策について（少年事件）」の説明

キ 見学（法廷及び少年審判廷）

ク 質疑応答及び意見交換

質疑応答及び意見交換の概要は，別紙のとおり（ただし，別紙には上記ウからカまでの一部を含む。）

（2）次回の予定等

ア 委員会日程 令和4年5月24日（火）午後1時30分
イ テーマ 「家庭裁判所における教育的措置」

別 紙

概 要

□委員長 ●委員 △説明担当者

□ まず、裁判所における新型コロナウイルス感染拡大防止対策全体の概要説明について、青木事務局長からご説明します。

△ 『裁判所における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（概要）』の説明（省略）

● 裁判所のコロナ感染拡大防止対策についてご説明いただき、一所懸命やっているというのがわかりました。体調管理は具体的にどのように把握しているのでしょうか。他の施設では、大体どこでも体調管理のため訪問したら必ず熱を測られる機械がありますが、そのような説明がありませんでした。また、今日この裁判所に入ってきたときに、そういった熱を測る機械も見えませんでした。どのように対策しているのか教えてください。

△ 体調不良者の把握については、コロナり患の疑いとして感冒様症状、いわゆる風邪の症状全般が職員及び家族に出た場合、状況が上司を通じて報告されるシステムとしています。それから検温についてですが、職員の体調把握の段階で、できるだけ体温を測ってもらい、熱が何度くらいあるという情報が来ることになっていますので、1階で検温するというところまではやっていません。検温してOKであれば感染の疑いがないのかについて裁判所では判断できませんし、仮にそれがスルーして感染が拡大してしまうというリスクもあるからです。ただ、検温器は総務課に備えてあり、自ら測りたいという方があれば、いつでも測れる体制にはなっています。来庁したみなさんにやっていただくというよりは自己申告していただく、体調不良があったら登庁しないようにしてください、そのような状況があれば声をかけてくださいといった対応をしているのが現状です。

□ 補足すると、裁判手続等で呼出状等をお送りする際に、体調不良の場合はご連絡をいただきたいという書面を同封し連絡をいただくような措置を取っています。裁判所の感染症対策は和田耕治先生のアドバイスを受けて行っています。その中で検温については体調不良の把握を徹底するのに必須ではないというご意見をいただいております、それらを参考に現在の対策を講じています。

続きまして、家裁調査官室における新型コロナウイルス感染症対策について、千村首席家庭裁判所調査官からご説明します。

△ 『家裁調査官室における新型コロナウイルス感染症対策』の説明（省略）

□ 続きまして、家事事件における新型コロナウイルス感染症対策について、平野家事首席書記官からご説明します。

△ 『新型コロナウイルス感染症対策について（家事事件）』の説明（省略）

□ 続きまして、少年事件における新型コロナウイルス感染症対策について、黒畑少年首席書記官からご説明します。

△ 『新型コロナウイルス感染症対策について（少年事件）』の説明（省略）

□ それでは、法廷と少年審判廷をご覧いただきます。密を避けるため4班に分かれて見学していただきます。

△ 見学（法廷及び少年審判廷）（省略）

□ それでは、これまでの説明内容と見学結果をもとに意見交換を行っていただきます。感想やご意見、また、何かご紹介いただける感染防止対策がありましたら、ぜひお聞かせください。

● 家庭裁判所の感染症対策は十分行われていると感じた説明及び見学でした。学校においても感染症対策を徹底するため、特に一昨年2月の雪まつり以降、手探りの中、様々な対応を行っています。しかし、学校の部活動やお昼ご飯、文化祭、修学旅行など、子ども同士がさまざまな取組を通して学んだり達成感を得たりすることが、特に一昨年から昨年までの1年間、かなり厳しい制限を受けました。一番の問題は子どもたちの心のダメージです。休校等で子どもたちは家庭にこもらなくてはならないため、発散する場がありません。併せて保護者の方々も家庭の中にいる時間が増える中、子どもたちが本来身に付けるべき人との関わりや規範意識が十分育たなかったのが大きな問題だと思います。また、親子間の距離が近すぎたことが原因で虐待や虐待に近い事案、ヤングケアラーの問題がおきています。子どもたち自身の心のケアと共に、保護者へのケアがこの2年間大きな課題となっています。子どもたちがなかなか相談できる相手がない中、SNS等につながった人間関係、家出事案なども起きています。小学校で達成感を得られなかった子どもたちが中学校に入り、同じく中学校で様々な制限がある中、本来身に付けるべき力がないまま高校に上がって行く子どもたちがいるため、単年度ではなく、継続的なケアが必要です。今後も関係機関のみならずと議論を続けながら、保護者と協力し、保護者への教育も含めてケアを進めていかななくてはならないと思っています。子どもたちの内面の指導や心のケアについて、今後ともご協力をお願いします。

● 新型コロナ感染症対策がきちんとされていると思いました。コロナで少年事件や家事事件の日程に影響が出たという話がありましたが、現在は日程の遅れや支障は解消されていると理解してよろしいでしょうか。あと、少年審判廷を拝見し、思ったより距離があるなと思いました。もっと距離が近ければ違った雰囲気の中で手続が進むのではないかと、家裁のモットーである『少年に愛を』が実感できるのではないかと思います。家裁の職員の方々には、どのように考えているのでしょうか。

△ 昨年の春調停事件等を行わない時期が1か月程度ありましたが、その遅れについては、ほぼ秋ごろまでには全部解消しました。現状において遅れは発生しておりません。

△ 少年事件への影響についても、昨年第一波の頃、約1か月少々、期日取消があったと聞いています。その間の影響は、昨年度中には解消されたと聞いており、現状において遅れ等の事務の支障はありません。

△ 審判における感銘力は非常に重要なところだと思います。物理的な距離はありますが、少年にできるだけ感銘を与えることができるように、裁判官がいろんな工夫をして審判

運営をしています。審判時、発言を許されて調査官が少年に語り掛ける際には、できるだけ少年の問題性を少年にも保護者にも理解していただけるように、工夫して語り掛けています。審判に参加するみんなが協力し心掛けて行っていますので、物理的な距離はありますが、少年への感銘力、保護者への働きかけは従前どおり十分できていると考えています。

- 昨年感染が始まった時、手探りでコロナ対策を始め、手洗いやアクリル板越しの会話、会議ではウェブを利用するなど一通りの対策が、定着してきています。裁判所も初めとても大変だったと思いますが、今日拝見させていただき、日々アップデートしながらまた対策を講じてゆくのかなという感想を持ちました。調停では電話会議システムを利用しているようですが、地裁で行われている t e a m s などのウェブ会議システムを使った、音声と画像での相互の送受信により会議をする見通しや予定はありますか。

△ ウェブ会議を調停手続で使うことについては、今年度12月8日から東京・大阪・名古屋・福岡の4庁で試行が開始されたところです。当庁におけるウェブ会議試行の日程については、まだ正式なものとして何も定まっていない状況です。先行庁で実施が始まっていますので、それほど遠くない時期には行えるものと考えておりますが、現時点における予定は未定の状態です。

- 日々裁判所で家事調停の仕事をしており、現実に裁判所がとっているコロナ対策の恩恵を受けている立場です。今日の説明以外にも、なかなか換気ができない窓のない調停室は使用しない、使用できる調停室においては午後に2回期日を行うといった運用を行っています。また、調停手続は直接顔を見てお話を伺うのが一番なのですが、従来は30分お話を伺っていたのを15分から20分ぐらいにし、交替する間に感染予防のための換気を行うといった作業をしてきました。昨年5月緊急事態宣言が出た際に調停委員が参加する調停手続が一時止まった時期がありましたが、その間に裁判所は中の態勢を整え、私どもが再び出てくる頃には、非常に安心感のある調停室になっていたと理解しています。調停委員控室を本日は見ていただいておりますが、コロナをきっかけに、今まで2人がけで利用していたテーブルを現在は1人で利用し、間にビニールシートを挟み、安心感のある状態となっていて、調停委員全体からは肯定的に受け止められています。調停委員の中で、裁判所に起因するコロナの話は一切聞いておりません。対策が功を奏していると理解しています。

- ご説明を聞き、審判廷と法廷の見学をし、専門家の知見を踏まえた適切な感染症対策がなされているという感想を持ちました。感染状況等に応じ今後もアップデート等されてゆくと思いますが、臨機応変に対応してゆくことが必要だと思いました。

- 今日お話を伺った感染防止対策については、非常にしっかりとした対応をされていると実感しました。我々もいわゆる窓口相談が多いのですが、特に最近では会員以外の市内の事業者様からも補助金等のご相談などを受けることが多く、支所でクラスターが発生するとその地域の支援が出来なくなるため対策に気を付け業務を進めています。どちら

かという対面が多く、事業者と直接お会いして課題を解決してゆく立ち位置ですので、いろんな感染対策を講じながら日々やっている状況です。私どもの課題はまさにBCP、いかに業務を継続してゆくのかということだと思っています。裁判所でとられた施策を参考にしながら今後しっかり業務を続けてゆきたいと思っています。ウェブでの面談等を昨年2月3月くらいから進めていますが、なかなか数は多くありません。直接事業者が来てお話をする機会が非常に多い中、どのように普及させてゆくのかは業務の特殊性もあってなかなか難しいところもありますが、しっかり取り組んでゆかなくてはならないと思っています。

- 感染症対策が徹底されていると感心して聞いておりました。大学の授業は、この2年間、zoomを使った非対面のオンライン授業が長期にわたりかなり増えています。私どもの学部は保育士になりたいとか先生になりたいという人が学ぶ場ですので、ここまで近づくなというソーシャルディスタンスを徹底して良いのか悩むところがあります。ただ、このコロナ禍を通じて、北海道の広域性、天候、移動が容易でない高齢者等にとって、オンラインが非常に有効なツールになるという良さを経験できたと思います。例えば市町村に拠点を作って、そこで面接を行うなど、裁判所の面接の在り方の検討が今後予定されているのかをお聞きしたい。
- ウェブ調停導入の具体的な日程はまだ明らかになっておりません。仮にウェブが導入されれば地域内外の往来を経ることなく安心して手続に参加することが可能になると考えております。
- 裁判所ではコロナ禍が始まる前から裁判手続のIT化を進めている最中です。既に民事事件では一定の手続でウェブを取り入れて手続を行うことが開始されています。先ほど話があったとおり、先行4庁においては調停手続においてもウェブ会議を始めている状況です。コロナ禍においてウェブは有効な手立てであり、裁判手続のIT化がさらに後押しされより早急に進められているところです。裁判手続としては、やはり実際にお会いしてお話しするという本質的な部分を残すべく、ウェブ会議、オンライン化、IT化をどのように取り入れてゆくのが良いのか、裁判所で検討しているところです。
- IT化技術の導入によりいろんなことができるのではないかと夢は膨らむところですが、当然メリットもデメリットもあるので、それらを考慮した上で進めてゆくことになると思います。
- 審判廷を初めて見学しました。子どもとの距離が、私は意外と近くに感じました。裁判官は上の方にいるイメージがあったので、子どもにとっては意外に対等なところで柔らかい気持ちで話ができると良い印象を受けました。ただ、裁判官や他の人たちが座っている椅子が立派なのに比べて、子どもが座っているのは長椅子1つでした。犯罪を犯し、悪いことをした人なので仕方がないというのものもあるかもしれませんが、私は違和感を持ちました。もう少し待遇の良いところに座らせてあげても良いのではないかと、そんな感想を持ちました。裁判所は専門家のアドバイスを踏まえて感染症対策をやっている

ので問題ないのかもしれませんが、裁判官と子どもの間に3メートルくらい距離が離れていて、さえぎるものが何もありませんでした。また、庁舎に入る際に熱を測り37.5度以上になると入れてもらえないのを徹底するのが当たり前で普通だと思っていましたが、裁判所は自己申告で「熱のある人は言ってください。」としているのが良心的だと思いました。専門家の意見を踏まえた自分の知らないコロナ対策がいろいろ分かって良かったです。リモート裁判が良いのかどうか、いろいろ意見はあると思いますが、これがもし良いのであれば普通の裁判なんてもう要らなくなると思います。コロナの時代でいろんなものが出て来て、これを機会に、できるのであれば見直していった方が良いと思います。ただ、なかなか進めてゆけない何かがあるのであれば参考に教えていただきたいです。

- 少年審判廷の椅子は、決して少年を下に見ているわけではなく、事故防止の点から、なるべく持ち上げたりつかんだりできないような物を置いてあるためあのような形になっています。今後のITの活用については、IT化がされたとしても変えてはならない裁判や調停の本質的な部分を踏まえた上でこれから対応してゆきたいと考えております。
- 家庭裁判所の中を本日初めて見て、貴重な体験をさせていただきました。コロナの対策については、大掛かりな対策が幅広く綿密に行われていて、さすが大きな組織だと感じました。先ほど別の委員からも子どもたちのコロナ禍における悩みについて話がありましたが、10月に緊急事態宣言が出てから、子どもたちの悩み、それから家庭内での悩みに係る案件が立て続けに出てきている状況です。子どもたちがコロナ禍において学校の中で思い切ることができない、家の中でもリモートでの仕事をしている家庭がありギスギスしているということで、心の中に抱えていた悩みが出てきたという感じを受けています。心のフォローを何とかし、いかに行政に繋げるべきかを一生懸命やっていますが、これからもまだ増えていくのかと懸念を抱いています。なるべく家庭裁判所のお世話にならないよう、なんとか解決できれば良いと見守っております。コロナが早く治まって、すべての人が通常の業務や生活に戻るのを心待ちにしております。
- 家庭裁判所のみなさんがコロナ対策で苦勞されていることがよく理解できました。私どもは札幌市の市民や企業等店舗に感染防止対策を指導する立場として、様々な感染防止対策を行っております。家庭裁判所とは少し状況が違うので、参考にならない部分はあるかと思いますが、どのようなことをやっているか簡単にご披露します。まず、職員の勤務体制の関係では、在宅勤務や土日も含む出勤日の振替を行い、職員の出勤を極力減らす取組をやっていきます。行政の場合は個人情報扱う業務がかなりのウェイトを占めており、なかなか個人情報を家に持ち帰れない、あるいは家のパソコンからアクセスすることが許されないということがあります。業務を行う職員が持ち帰って在宅勤務ができるよう、サーバに個人情報を見に行っても端末に情報が一切残らないモバイル専用端末を購入し、ハード面での整備も今併せて進めています。時差出勤は、公共交通機関混雑緩和の観点からかなりの幅を認め、なるべく職員に活用してもらうようにしております。

ます。休暇制度も整備しました。家族が濃厚接触者になったり陽性になったりワクチンを接種して副反応が出たりした場合に備え、休暇取得制度の利用を積極的に呼びかけています。事務室は、大体1つの係で5、6人がシマに机を並べていますが、その机一つ一つの間にパーティションを挟んでいます。また、感染状況が思わしくない時は、その係で誰か陽性者が出てしまうと他の職員が陽性にならなくても濃厚接触者に指定されるだけで業務が2週間止まってしまうことがあるので、係の着席位置をまぜこぜにして別々の係の人間が一つのシマで仕事をする対策を取っています。オミクロン株は感染力がさらに高いということですので、こういった対策を今後もやっていかななくてはならないと考えております。市民に対しては、相談業務を含め、オンライン会議を活用しています。これはやってみると非常に便利であるとよく言われていますが、コロナ禍をきっかけに、デジタルトランスフォーメーション、仕事のやり方が大きく変わると思っています。それから、コロナで緊急事態宣言が発出された場合の届出期限、締切期限の延長をし、市民がなるべく来庁しなくても大丈夫なように周知を行ったり、各種必要書類を郵送で送ってもらうような取組を行ったりしています。今日の話の中でも、BCP、業務継続計画の話が出ていましたが、保健所の応援態勢で、流行の最大値が500人から600人程度の時は、本庁から保健所や療養施設に駆り出され、大体係5、6人のうち常に一人は応援に行っているという状況でした。その状況がだんだん日常化してくると、流行状況に応じて業務の進め方や人の事務分担の在り方も、臨機応変に組織として対応できるようになってきたという感想です。

- 本日は貴重なご意見ありがとうございました。各委員からいただいた貴重なご意見は今後の対策の中で生かしてまいりたいと思います。